

産業廃棄物処分業務委託仕様書

1 業務内容

茨城県立中央病院から排出される 3 に示す産業廃棄物の処分を行う。

2 受託条件

- (1) 産業廃棄物の処分を業として行う者について、「廃棄物の処分及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」等の資格要件を備える者。
- (2) 中間処理及び最終処分の確認ができるよう、電子マニフェストを採用すること。

3 産業廃棄物の種類及び推定排出量等

廃棄物の種類等	排出予定数量	備考
金属くず	14,200kg	
廃プラスチック類		
ガラスくず及び陶磁器くず		

※搬出予定数量は令和 7 年搬出量の 1.2 倍を見込んでいるが、数量は増減することがある。

4 搬入方法

本院と別途契約する収集運搬業者が搬入する。（原則、土日祝祭日を除く。）

5 提出書類

処分を実施した場合は、月毎に計量票、集計表を提出すること。

6 注意事項

- ・ 受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、委託者に報告すること。また、委託者の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。
- ・ 受託者は、当院が定める「B 型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B 型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種歴は、受託者が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- ・ 受託者は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- ・ 受託者は、委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。